

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	電波法施行令の一部を改正する政令
担当部局	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 電話番号:03-5253-5809 e-mail:juujisya-comment@soumu.go.jp
評価実施時期	令和6年1月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】</p> <p>事前評価時においては、コミュニティ放送局の無線設備の操作に必要な無線従事者の資格を、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士としていた。これは制度創設当初、必要に応じ、無線従事者は電波の質に影響を及ぼす操作としての周波数等の調整を行うことが想定され、それに必要な知識及び技能を有する上記の資格に限定したためであったが、無線技術の進歩により、無線設備における周波数及び空中線電力の安定度の向上及び調整の自動化が図られた結果、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっていた。そのため、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作については、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技術士及び第二級陸上特殊無線技術士でも操作することができるよう電波法施行令(平成13年政令第245号)第3条を改正し、コミュニティ放送局及び受信障害対策中継局(以下「コミュニティ放送局等」という。)の無線従事者の資格の操作範囲を緩和した。事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び規制の事前評価時には想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】</p> <p>事前評価時においては、近年のコミュニティ放送局を取り巻く環境について、操作可能な無線従事者が高齢化しており、また、年々放送局が増加していることから、現行の規制を継続した場合、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となるおそれがあると想定していた。制度改正後、平成31年1月から令和5年11月までの間、コミュニティ放送局は17局増加する一方、制度改正を行う前の無線従事者資格(第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士)を有した選任無線従事者は129人減少している。このことから、現行制度を維持した場合、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難になるおそれがあると想定した事前評価時におけるベースラインに変化はないものと考えられる。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】</p> <p>上記のとおり、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び規制の事前評価時には想定していなかった影響は発現していないこと、コミュニティ放送局を取り巻く環境(操作可能な無線従事者の高齢化が進む一方で局数は増加傾向)に大きな変化は認められないことから、引き続き、当該緩和措置は必要であると考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】</p> <p>【事前評価時の測定指標】</p> <p>コミュニティ放送局等の免許に係る各種手続きや無線従事者資格の試験方法・国家試験手数料等に変更が生じるものでないため、新たな遵守費用は発生しない。</p> <p>【遵守費用】</p> <p>無線従事者の資格の操作範囲を緩和したことによって、緩和対象の第二級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技術士及び第二級陸上特殊無線技術士の資格を持つ無線従事者が、コミュニティ放送局の無線設備を操作することが可能な無線従事者として新たに選任された。</p> <p>新たに選任された無線従事者の全てが、国家試験合格者(国家試験手数料は現行(令和2年4月1日改定)額)と仮定すると、</p> <p>第二級総合無線通信士(18,800円×2人=37,600円)</p> <p>第一級陸上特殊無線技術士(6,300円×32人=201,600円)</p> <p>第二級陸上特殊無線技術士(5,600円×396人=2,217,600円)</p> <p>合計で、2,456,800円、新たな遵守費用が発生したこととなる。</p> <p>他方、無線従事者の資格の操作範囲を緩和しなかった場合、改正前の選任者数を確保(解任した人数を確保)するとして、確保する選任者の全てが、国家試験合格者と仮定すると、</p> <p>第一級総合無線通信士(21,200円×11人=233,200円)</p> <p>第一級陸上無線技術士(16,500円×161人=2,656,500円)</p> <p>第二級陸上無線技術士(13,700円×79人=1,082,300円)</p> <p>合計で、3,972,000円の遵守費用が必要だったこととなる。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価時において、新たな遵守費用は発生しないとしていたところ、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等において、有資格者を自社の従業員等で確保するため、国家試験手数料を自社で負担する場合、上記の仮定により試算すると、本規制緩和により1,515,200円、遵守費用が削減されたと推計することができる。</p>
	<p>【「行政費用」の把握】</p> <p>【行政費用】</p> <p>本規制緩和により、新たに生じた行政費用は、事前評価時に想定したとおり、改正電波法施行令における周知広報に要する費用となる。仮に総務省ホームページの更新及び業界団体への周知依頼に係る事務に2人で1日要すると仮定して試算すると、約4.8万円と推計される。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価時からのかい離はない。</p>
	<p>【効果(定量化)の把握】</p> <p>【効果】</p> <p>本規制緩和により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約10万人から約171万人に増加した。選任候補となり得る有資格者が約17倍となり、候補者の母数が広がったことから、コミュニティ放送局の無線従事者については、緩和対象の第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技術士、第二級陸上特殊無線技術士の資格を持つ無線従事者が395人選任され、全体の無線従事者数は、266人(改正前と比べて約45%)増加した。</p> <p>【効果予測との比較】</p> <p>事前評価時に予測したとおり、操作することが可能な無線従事者数が増加。その結果、選任無線従事者数が増加した。</p>
	<p>【便益(金銭価値化)の把握】</p> <p>【便益】</p> <p>上記のとおり、本規制緩和により1,515,200円、遵守費用が削減されたと推計することができる。</p> <p>【便益推計との比較】</p> <p>事前評価時は金銭価値化することは困難であるとしていたが、本規制緩和により1,515,200円、遵守費用が削減されたと推計することができる。</p>
	<p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】</p> <p>【副次的及び波及的な影響】</p> <p>制度改正後、平成31年1月から令和5年11月までの間、コミュニティ放送事業への新規参入は25者。無線従事者の選任状況は64人であった。このうち、制度改正前において必要とされた無線従事者の資格(第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士)を持つ選任者は15人、1者当たりの選任者数は1未満(0.6人)であるが、無線従事者の操作範囲を緩和したことにより1者当たりの選任者数は約2.6人にまで増加していることから、規制緩和が事業者の新規参入、既存事業者の事業継続に資するものであったと考えられる。</p> <p>【費用推計との比較】</p> <p>事前評価時からのかい離はない。</p>
考察	<p>コミュニティ放送局等の無線従事者の資格の操作範囲を緩和した結果、コミュニティ放送局の無線従事者については、緩和対象の資格を持つ無線従事者が395人選任され、全体の無線従事者数は、395人(事前評価時と比べて約45%)増加した。一方で、本規制緩和に伴い、上記のとおり、本規制緩和により1,515,200円、遵守費用が削減されたと推計することができる。このことから、本規制緩和による費用等は一定の効果があると認められ、本規制緩和を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	